

答申第77号

(諮問第99号)

答 申

第1 審査会の結論

大分県知事（以下「実施機関」という。）が平成26年1月24日付けで行った個人情報一部開示決定処分及び個人情報不開示決定処分は、妥当である。

第2 異議申立てに至る経緯

1 個人情報の開示請求

異議申立人は、大分県個人情報保護条例（平成13年大分県条例第45号。以下「条例」という。）第13条第1項の規定により、平成25年12月12日付けで実施機関に対して、次を内容とする個人情報開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

（開示請求しようとする個人情報の内容。原文のまま掲載。）

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下、「法」という。）、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（以下、「施行令」という。）、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則（以下、「施行規則」という。）、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則（以下、「大分県細則」という。）等に関する指定様式（書面）並びに精神障害者〇〇〇〇に関する以下の書面の情報を開示して下さい。

- ① 大分県細則第2条に規定された、第1号様式「精神障害者診察保護申請」。
- ② 大分県細則第5条に規定された、第9号様式「診断書」指定医2名分。
- ③ 大分県細則第7条に規定された、第11号様式「入院命令書」、法第29条の2第1項、及び法第29条の規定分の各1部、計2部。
- ④ ③に付随する、保護者への書面の交付方法及び送達証明等の「お問い合わせ番号」が解る書面（例を別紙に添付）。
- ⑤ 法第29条第3項に規定された書面（「措置入院決定のお知らせ」（様式第12号）
- ⑥ ⑤については、法第29条の2第1項、及び法第29条の規定分の各1部。尚、宛名と日付が手書きの物、及び知事印捺印のものがそれぞれ存在する為、計4部。
- ⑦ ⑥のそれぞれの通知者（手書きした担当職員の氏名）と書面を渡した相手（当該精神障害者と思われる）の氏名。尚、法第29条の2第1項による手書きの

書面は、保護者（〇〇〇〇〇）が所持、同じく知事印捺印の書面は、精神障害者を受け入れていた精神科病院が所持していることを精神障害者は、退院後に確認しています。従い、法 29 条規定の手書き分と知事印捺印分が行方不明です。

- ⑧ 精神障害者の措置解除に関する書面
法第 29 条の 4 及び 5 による場合、大分県細則第 3 号様式。
法第 38 条の 4 による場合、その関係書面。
- ⑨ ⑧により、大分県細則第 9 条に規定された、第 14 号様式「退院命令書」。
- ⑩ 入院命令書の交付相手保護者〇〇〇〇〇から退院命令書の交付相手保護者〇〇〇〇〇に保護者が変更された届出書、又はそれに類する書面。尚、保護者〇〇〇〇〇の個人情報を知りえた手段及び保護者〇〇〇〇〇は保護者とならない（なれない、選任された扶養義務者ではない）のに保護者とした原因書の写し。
- ⑪ 担当職員（氏は、〇〇（女性））が（入院命令書の交付先である保護者〇〇〇〇〇と精神障害者〇〇〇〇〇が離婚等請求訴訟（調停前置主義による調停中）での係争中と保護者〇〇〇〇〇から陳述を受けていた事）記録した書面（補足説明、平成〇〇年〇月〇〇日、午前〇〇時頃から〇〇時〇〇分頃までに、〇〇さんは、保護者〇〇〇〇〇と精神障害者又はその疑いのある者〇〇〇〇〇は、離婚調停中（〇〇〇〇裁判所にて係争中）と聞いていたと証言済み）。
- ⑫ 精神障害者〇〇〇〇〇に投薬された薬剤の明細と各回の投薬量。

2 実施機関の決定

実施機関は、本件開示請求に対して、次のとおり開示決定、一部開示決定及び不開示決定を行い、異議申立人に通知した。

- (1) 平成 26 年 1 月 24 日付け開示決定
(対象公文書)
措置入院決定のお知らせ（知事印捺印用のもの）
- (2) 平成 26 年 1 月 24 日付け一部開示決定
(対象公文書)
 - ア 措置入院に関する診断書（以下「診断書」という。）
 - イ 入院命令書
 - ウ 措置入院者の症状消退届（以下「症状消退届」という。）
 - エ 退院命令書
 - オ 精神障害者（疑）者連絡処理票（以下「連絡処理票」という。）
(一部を開示しない理由)
 - ア 入院命令書、症状消退届、退院命令書及び連絡処理票について
条例第 15 条第 2 号に該当するため
(開示請求者以外の特定の個人が識別される情報である。)

イ 診断書、入院命令書、症状消退届及び連絡処理票について

条例第15条第7号に該当するため

(開示することにより、措置入院業務の今後の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。)

(3) 平成26年1月24日付け不開示決定

(開示請求に係る個人情報の内容)

請求内容①、④、⑥(⑤については、法第29条の2第1項、及び法第29条の規定分の各1部。なお、宛名と日付が手書きのもの)、⑦、⑧(法第38条の4による場合、その関係書面)、⑩及び⑫

(不開示理由)

公文書不存在

3 本件異議申立て

異議申立人は、上記の決定のうち、一部開示決定及び不開示決定について、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第6条の規定により、平成26年3月25日付けで、実施機関に対して異議申立て(以下「本件異議申立て」という。)を行った。

第3 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

本件、異議申立てに係る処分を取り消しを求める。不開示、一部開示の不開示部分を全て開示せよ。

2 異議申立ての理由

異議申立人の主張は、概ね次のとおりである。

(1) 第1号様式「精神障害者診察保護申請」とは、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則(昭和41年大分県規則第24号。精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則(平成26年大分県規則第26号)による改正前のもの。以下「大分県細則」という。)第2条に規定されている様式である。異議申立人の配偶者が大分県警〇警察署に保護申請した目的は、異議申立人の措置入院である。

県において様式を定めた「様式第3号警察官通報受書」は、「第1号様式精神障害者診察保護申請」と質を同じとする文書である。従い、「公文書不存在」を理由とする不開示は、行政の不作为の隠蔽工作である。

(2) 一部開示文書「診断書」(大分県細則第9号様式)の非開示部分は、条例第15条第7号(又は同2号)に該当しない。

ア 理由1

平成〇〇年〇月〇日午後〇時〇〇分に異議申立人を緊急措置として隔離する診断を下した精神保健指定医（以下「指定医」という。）は、〇〇〇医師である。従い、「病名、生活歴及び現病歴、重大な問題行動、診察時の特記事項、診断した指定医氏名、診察に立ち会った者の氏名(未記入)及び職員氏名」を不開示とする正当な事由は、どこにも存在しない。

イ 理由 2

平成〇〇年〇月〇日〇〇時〇〇分に異議申立人を「1 要措置」として診断を下した指定医は、〇〇〇〇〇病院に勤務する〇〇医師である。従い、「病名、生活歴及び現病歴、重大な問題行動、診察時の特記事項、診断した指定医氏名、診察に立ち会った者の氏名及び職員氏名」を不開示とする正当な事由は、どこにも存在しない。なお、同医師の診断結果は、「自傷行為が逼迫している」と思われる。

ウ 理由 3

平成〇〇年〇月〇日〇〇時〇〇分に異議申立人を「1 要措置」と診断した指定医は、理由 1 において診断書を作成した〇〇〇医師である。なお、理由 1 と 2 の診断結果が同一の場合は、措置（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号。精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 47 号）による改正前のもの。以下「法」という。）第 29 条の規定、大分県細則規定）が決定する。両医師の診断結果が異なるため、〇〇〇医師は、〇〇医師の診断結果と合わせるため、再度診断書を作成したものと推察する。従い、「病名、生活歴及び現病歴、重大な問題行動、診察時の特記事項、診断した指定医氏名、診察に立ち会った者の氏名及び職員氏名」の不開示は、行政の不作为の隠蔽工作である。

第 4 実施機関の主張の要旨

本件異議申立てに対する実施機関の説明は、概ね次のとおりである。

1 本件対象公文書について

診断書は、大分県細則第 5 条の規定に基づき、法第 27 条第 1 項及び第 29 条の 2 第 1 項の規定により診察した指定医が知事あてに提出したものである。（緊急措置入院分 1 部、措置入院分 2 部（2 名の指定医が診察）、計 3 部）

入院命令書は、大分県細則第 7 条に基づき、知事が法第 29 条第 1 項及び第 29 条の 2 第 1 項の規定により精神障害者を入院させるときに、当該精神障害者の保護者に交付したものである。（緊急措置入院分 1 部、措置入院分 1 部、計 2 部）

症状消退届は、法第 29 条の 5 に基づき、措置入院者を入院させている指定病院の管理者が、指定医による診察の結果、措置入院者が入院を継続しなくてもその精神障害のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがないと認められ

たときに、その者の症状その他厚生労働省が定める事項を知事に届け出たものである。

退院命令書は、大分県細則第9条に基づき、知事が法第29条の4第1項の規定により、法第29条第1項の規定により入院した者を退院させるときに、当該精神障害者の保護者に交付するものである。

連絡処理票は、県職員が当該措置入院業務の一連の内容を整理したものである。

2 条例第15条第2号（本人以外の個人に関する情報）該当性について

入院命令書の「通知の相手方（住所・氏名）」、症状消退届の「保護者」、退院命令書の「通知の相手方（住所・氏名）」及び連絡処理票の「保護者」については、開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人が識別することができるものであるため、条例第15条第2号の規定により不開示とした。

なお、誰が保護者となっているかを入院者本人に通知することとはなっていないことから、法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報とはいえない。

3 条例第15条第7号（事務事業情報）該当性について

- (1) 診断書の「病名」、「生活歴及び現病歴」、「重大な問題行動」、「現在の精神症状、その他の重要な症状、問題行動等、現在の状態像」及び「診察時の特記事項」について

措置入院に関する診断は、医師が患者の求めに応じて行う診療とは異なり、指定医が法第27条第1項に基づく知事の求めに応じて行う診察であり、診断内容を本人等に知らせる義務を負うものではなく、命令者たる知事に診断内容を報告することのみをもって足りる。また措置入院は本人以外の者からの申請、通報及び届出を契機として手続が進められるとともに、精神障害に基づき自傷他害行為に及ぶおそれがあると認めるときは、本人の意に反しても精神科病院に強制的に入院させることができる行政処分である。

これらの事項は、措置入院の要否を判断する上で極めて重要なことであることから、正確かつ詳細な記載が求められる。しかし、開示を前提として記録を作成しなければならないとなると、受診者本人の認識等を考慮するあまり、記載内容を簡略化するなど消極化、形がい化するおそれがあり、措置入院業務の今後の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第15条第7号の規定により不開示とした。

- (2) 診断書の「精神保健指定医の署名」及び「(行政庁における記載欄) 職員氏名」について

措置入院に対する本人の認識の相違から、指定医や職員に対する不信感や誤

解が生じ、診断書の記載内容の真偽や詳細等を確認するため、指定医や職員の業務に支障を及ぼすような行為が行われるおそれがあり、措置入院業務の今後の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第15条第7号の規定により不開示とした。

(3) 入院命令書の「通知の相手方（住所・氏名）」について

入院命令書は、大分県細則において、保護者へ交付すると規定している。保護者がいない場合（例えば、成人で、後見人、補佐人の選任がなく、配偶者がいない場合等）についても、措置入院をさせたという事実上の行為を関係者へ通知することが望ましいため、現に本人の保護の任に当たっている者等へ交付を行う運用をとっている。

通知の相手方については、措置入院の診察に同行している場合が多く、その者から職員による指定医の診察を受ける必要性の判断や指定医の診察において必要な情報等を得る場合があり、この情報が開示されるとなると、率直かつ詳細に語ることを躊躇することが考えられることから、措置入院業務の今後の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第15条第7号の規定により不開示とした。

(4) 症状消退届の「病名・入院以降の症状又は状態像の経過」及び「訪問指導等に関する意見」について

これらの項目について、開示を前提として作成しなければならないとなると、入院者本人の認識等を考慮するあまり、記載内容を簡略化するなど消極化、形がい化することが考えられ、措置入院業務の今後の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第15条第7号の規定により不開示とした。

(5) 症状消退届の「措置症状の消退を認めた精神保健指定医氏名」について

措置入院に対する本人の認識の相違から、指定医に対する不信感や誤解が生じ、記載内容の真偽や詳細等を確認するため、指定医の業務に支障を及ぼすような行為が行われるおそれがあり、措置入院業務の今後の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第15条第7号の規定により不開示とした。

(6) 症状消退届の「保護者」について

この情報を開示することによって、職員の調査や指定医の診察時等の情報を聴取した者を推測されることにより、措置入院業務の今後の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第15条第7号の規定により不開示とした。

(7) 連絡処理票の「摘要の一部」及び「保護者」について

本人以外の者から聴取した情報や職員の調査時の状況等を記載しているが、この情報が開示されることが前提となると、被聴取者が率直かつ詳細に語ることを躊躇することが考えられ、事実の把握が困難となるおそれがあることや、担当職員が、入院者本人の認識等を考慮するあまり、記載内容を簡略化するなど消極化、形がい化するおそれがあり、措置入院業務の今後の適正な遂行に支

- 障を及ぼすおそれがあるため、条例第15条第7号の規定により不開示とした。
- (8) 連絡処理票の「回議の一部」、「指定医」及び「処理の(受診者)・(発信者)」について

措置入院に対する本人の認識の相違から、決定関与者、指定医及び通報の発信・受信者に対する不信感や誤解が生じ、記載内容の真偽や詳細等を確認するため、その者に対する業務の妨害となるような行為が行われるおそれがあり、措置入院業務の今後の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第15条第7号の規定により不開示とした。

4 公文書不存在について

- (1) 請求内容①について

大分県細則第2条に規定された第1号様式「精神障害者診察保護申請書」は法第23条による一般人の申請による場合の様式である。本件開示請求のあった件は、法第23条に基づく申請ではなかったため、精神障害者診察保護申請書は取得していない。

- (2) 請求内容④について

送達証明書等の「お問い合わせ番号」については文書保存期間を経過したことにより廃棄した。他に交付方法を確認できる記録はない。

- (3) 請求内容⑥(⑤については、法第29条の2第1項、及び法第29条の規定分の各1部。なお、宛名と日付が手書きのもの)について

法第29条の2第1項及び法第29条に関する「措置入院決定のお知らせ」については、措置入院の決定時に告知するものだが、担当した職員がその場で宛名と日付を記入し告知し、後に知事印を押印したものを本人あてに送付している。異議申立人が請求する手書きのものは、その場で本人に手渡すため写し等は保管していない。なお、知事印捺印のものは開示した。

- (4) 請求内容⑦について

「措置入院決定のお知らせ」の宛名と日付の記入はその場で担当する職員が行うが、誰が記入したかについては確認できる公文書は存在しない。また、書面を渡した相手については、通常は、宛名と日付が手書き分のものについては本人に直接告知し、知事印を捺印したものは簡易書留で郵送するが、宛名について確認できる記録がない。

- (5) 請求内容⑧(法第38条の4による場合、その関係書面)について

法第38条の4は、入院中の者等から知事に対する退院請求等について規定されているものだが、本件に関しては、知事に対し退院請求は行われていない。

- (6) 請求内容⑩について

措置入院については、保護者の同意が要件となる医療保護入院とは異なり、県へ保護者の同意書の提出は必要ないことから、保護者についてはその変更も

含め確認できる書類はない。同理由により、「保護者とならないのに保護者とした原因書の写し」も存在しない。

(7) 請求内容⑫について

措置入院者に投薬された薬剤の内容については、県への届出は必要ないことから、その内容を記した文書は存在しない。

第5 審査会の判断

審査会は、異議申立人及び実施機関双方から提出された書類を踏まえて審議した結果、次のとおり判断した。

1 措置入院について

法第27条第1項において「都道府県知事は、第23条から前条までの規定による申請、通報又は届出のあつた者について調査の上必要があると認めるときは、その指定する指定医をして診察をさせなければならない。」と規定し、同条第3項は、同条第1項に定める指定医による診察に際して都道府県職員を立ち合わせなければならないことを定めている。

措置入院については、法第29条第1項は、「都道府県知事は、第27条の規定による診察の結果、その診察を受けた者が精神障害者であり、かつ、医療及び保護のために入院させなければその精神障害のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがあると認めるときは、その者を国等の設置した精神科病院又は指定病院に入院させることができる。」と規定し、同条第2項は、都道府県知事が診察を受けた者を措置入院させるには、その指定する2人以上の指定医の診察を経て、その者が精神障害者であり、かつ、医療及び保護のために入院させなければその精神障害のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがあると認めることについて、各指定医の診察の結果が一致した場合でなければならないことを定めている。

また、法第29条第3項は、同条第1項の措置を採る場合においては、当該精神障害者に対し、当該入院措置を採る旨、退院等の請求に関すること等を書面で知らせなければならないことが定めている。

そして、いわゆる緊急措置入院については、法第29条の2第1項において、「都道府県知事は、(略)精神障害者又はその疑いのある者について、急速を要し、第27条、第28条及び前条の規定による手続を採ることができない場合において、(略)指定医をして診察をさせた結果、その者が精神障害者であり、かつ、直ちに入院させなければその精神障害のために自身を傷つけ又は他人を害するおそれが著しいと認めるときは、その者を(略)入院させることができる。」と規定するとともに、同条第2項は、「都道府県知事は、前項の措置をとったときは、すみやかに、その者につき、前条第1項の規定による入院措置をとるかどうかを決定し

なければならない。」と規定しており、同条第4項は、「(略)、前条第3項の規定は第1項の規定による措置を採る場合について、(略)準用する。」と規定している。

また、法第29条の4第1項は、入院措置の解除について「都道府県知事は、第29条第1項の規定により入院した者が、入院を継続しなくてもその精神障害のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがないと認められるに至ったときは、直ちに、その者を退院させなければならない。この場合においては、都道府県知事は、あらかじめ、その者を入院させている精神病院又は指定病院の管理者の意見を聞くものとする。」と規定している。

法第29条の5は、「措置入院者を入院させている(略)指定病院の管理者は、指定医による診察の結果、措置入院者が、入院を継続しなくてもその精神障害のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがないと認められるに至ったときは、直ちに、その旨、(略)都道府県知事に届け出なければならない。」と規定している。

2 条例第15条第2号及び第7号について

条例第15条第2号は、開示しないことができる個人情報として「開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの」と規定している。

また、同条第7号は、開示しないことができる個人情報として「県の機関、(略)が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、(略)当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」と規定している。

「適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」とは、実施機関に広範な裁量権限を与える趣旨ではなく、各規定の要件の該当性を客観的に判断する必要があり、また、事務又は事業がその根拠となる規定・趣旨に照らし、開示により本人が受ける利益とを衡量した上での「適正な遂行」と言えるものであることが求められる。

また、「支障」の程度は名目的なものでは足りず実質的なものが要求され、「おそれ」の程度も単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が要求される。

以上を前提として、以下、不開示部分について、条例第15条第2号及び第7号について該当性を個別に検討する。

3 本件対象公文書について

本件開示請求の対象となった公文書は、次のとおりである。

(1) 診断書

法第24条の規定に基づく警察官からの通報により、法第27条第1項及び第29条の2第1項の規定により異議申立人を診察した指定医が大分県細則第5条の規定に基づき、知事あてに提出したものである。

診断書は、緊急措置入院分が1部、措置入院分が2部で計3部ある。

法第27条第1項の規定に基づく診断は、通常医師が患者の求めに応じて行う診断とは異なり、指定医が知事の求めに応じて行うものであり、診断内容を患者又はその家族に知らせる義務を負うものではなく、命令者たる知事に診断内容を報告することのみをもって足りる。

(2) 入院命令書

知事が法第29条第1項及び第29条の2第1項の規定により精神障害者を入院させるときに、大分県細則第7条に基づき、その保護者に交付したものである。

入院命令書は、緊急措置入院分及び措置入院分が各1部で計2部ある。

(3) 症状消退届

法第29条の5の規定に基づき、措置入院者を入院させている指定病院の管理者が、指定医による診察の結果、措置入院者が入院を継続しなくてもその精神障害のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがないと認められるに至ったときに、その者の症状その他厚生労働省が定める事項を知事に届け出たものである。

(4) 退院命令書

知事が法第29条の4第1項の規定により、法第29条第1項の規定により入院させた者を退院させるときに、大分県細則第9条の規定に基づき、当該措置入院者の保護者に交付したものである。

(5) 連絡処理票

県の担当職員が、異議申立人に係る当該措置入院業務の一連の内容を整理したものである。

4 本件対象個人情報の一部を不開示としたことの妥当性について

(1) 条例第15条第2号該当性について

実施機関は、①入院命令書及び退院命令書に記載された通知の相手方の住所及び氏名、②症状消退届に記載された保護者の氏名、続柄、生年月日及び住所、③連絡処理票に記載された保護者の住所、氏名及び続柄について、条例第15条第2号に該当するとして不開示としている。

これらの情報は、開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者

以外の特定の個人が識別することができるものである。

異議申立人は開示請求書において保護者の氏名等を記載しているが、異議申立人が何らかの事情でこれを知り得たとしても、保護者が誰であるかは、入院者本人に通知することとはなっていないことから、法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報とはいえず、条例第15条第2号イに該当しない。

よって、上記情報は、条例第15条第2号に該当すると認められ、実施機関が不開示とした決定は、妥当である。

なお、入院命令書に記載された通知の相手方の住所及び氏名、症状消退届に記載された保護者の氏名、続柄、生年月日、住所、連絡処理票に記載された保護者の住所、氏名及び続柄については、実施機関は、条例第15条第7号にも該当するとして不開示としているが、同条第2号の規定に該当すると認められるので、同条第7号該当性については判断するまでもない。

(2) 条例第15条第7号該当性について

ア 病名等について

実施機関は、①診断書に記載された「病名」、「生活歴及び現病歴」、「重大な問題行動」、「現在の精神症状、その他の重要な症状、問題行動等、現在の状態像」及び「診察時の特記事項」、②症状消退届に記載された「病名」、「入院以降の症状又は状態像の経過」及び「訪問指導等に関する意見」、③連絡処理票に記載された「摘要」の一部について、条例第15条第7号の規定に該当するとして不開示としている。

診断書の「病名」欄には、指定医が判断した病名が記載されている。「生活歴及び現病歴」欄には、指定医が診察時に陳述者から聴取したこれまでの生活歴、病歴等を基に、措置入院が必要であるか否かを医学的に判断するために必要な情報が記載されている。「重大な問題行動」欄には、指定医が重大な問題行動について、それぞれの項目ごとに、A欄はこれまでの問題行動、B欄は今後おそれがある問題行動について判断した内容が記載されている。

「現在の精神症状、その他の重要な症状、問題行動等、現在の状態像」欄には、指定医が現在の精神症状などについて確認した事項が記載されている。

「診察時の特記事項」欄には、現在の病状を放置することにより想定される問題行動があるかどうか、入院措置が必要かどうかを判断した経緯などが記載されている。

症状消退届の「病名」欄には、指定医が判断した病名が記載されている。

「入院以降の症状又は状態像の経過」欄には、指定医が措置症状の消失を認知するに至った所見等が、「訪問指導等に関する意見」欄には指定医の退院後の要望についてそれぞれ記載されている。

連絡処理票の「摘要」欄の一部には、担当職員が保護者等から聞き取った

と思われる情報や○月○日の緊急措置入院時の状況等が記載されている。

これらの情報は、本人の認識や意に沿わない情報が多いことも想定され、仮に、その記載内容が本人に開示されることとなると、指定医や担当職員がトラブルを未然に避けるために、本人の反応などを考慮して記載内容を簡略化するなど、診断内容や記録の記載内容が形がい化され、措置入院業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものと認められる。

よって、実施機関が条例第15条第7号に該当するとして不開示とした決定は、妥当である。

イ 指定医及び職員等の氏名等について

実施機関は、①診断書に記載された「精神保健指定医の署名」及び「(行政庁における記載欄)職員氏名」、②症状消退届に記載された「措置症状の消退を認めた精神保健指定医氏名」、③連絡処理票に記載された「回議」の一部、「指定医」、「処理」の「受診者」の一部及び「発信者」について、条例第15条第7号の規定に該当するとして不開示としている。

診断書の「精神保健指定医の署名」欄及び「(行政庁における記載欄)職員氏名」欄には、診断した指定医の氏名及び法第27条第3項の規定に基づき立ち会った県職員の氏名が記載されている。

症状消退届の「措置症状の消退を認めた精神保健指定医氏名」欄には、措置症状の消退を認めた指定医の氏名が記載されている。

また、連絡処理票の「回議」欄の一部には、担当者の印影が、「指定医」欄には指定医の氏名が、「処理」欄のうち「受診者」欄の一部及び「発信者」欄には、県等の担当職員の名が記載されている。

これらの情報を本人に開示した場合、措置入院に対する本人の不満から、指定医や職員等に対する不信感や誤解が生じ、診断書等の記載内容の真偽や詳細等を確認するため、指定医や職員の業務に支障を及ぼすような行為が行われるおそれがあり、措置入院業務の今後の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものと認められる。

なお、異議申立人は、異議申立書において、診断した指定医の氏名や立ち会った県職員の氏名等を挙げているが、異議申立人が知っている情報かどうかを問わず、前述した理由により、措置入院業務の今後の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものと認められる。

よって、実施機関が条例第15条第7号に該当するとして不開示とした決定は、妥当である。

5 本件開示請求対象文書の存在の有無について

(1) 請求内容①について

請求内容①の対象は、大分県細則第2条第1の2号に規定された第1号様式

の2「精神障害者診察保護申請書」である。当該様式は、精神障害者についての通報規定のうち、法第23条第1項の規定に基づき、一般人が指定医の診察及び必要な保護を知事に申請（以下「一般人申請」という。）する際のものである。

実施機関は、本件は、警察官が自傷他害のおそれがある精神障害者を発見したときの通報義務を定めた法第24条の規定に基づく通報によるものであり、一般人申請によるものでないから当該申請書は取得していないと主張する。

診断書には、「警察官通報（第24条）」のみに印が付されており、「親族又は一般人申請（第23条）」には印が付されていないことから、法第23条に基づく申請書類は存在しないとする実施機関の主張は不自然、不合理ではない。

(2) 請求内容④について

請求内容④の対象は、保護者への入院命令書の交付方法及び送達証明等の「お問い合わせ番号」がわかる書面である。

「お問い合わせ番号」がわかる書類として書留郵便物受領証があるが、当該受領証は、大分県文書管理規程（平成21年訓令甲第1号）第17条第1項の規定に基づき保存期間は1年と定められていることから、開示請求があった時点では、既に保存期間を満了している。

よって、当該書類を廃棄したことから請求対象公文書は存在せず、他に交付方法を確認できる記録もないとする実施機関の主張は不自然、不合理ではない。

(3) 請求内容⑥（⑤については、法第29条の2第1項、及び法第29条の規定分の各1部。なお、宛名と日付が手書きのもの）について

請求内容⑥（⑤については、法第29条の2第1項、及び法第29条の規定分の各1部。なお、宛名と日付が手書きのもの）の対象は、法第29条第1項の規定に基づく措置入院及び第29条の2第1項の規定に基づくいわゆる緊急措置入院について、法第29条第3項の規定に基づき、異議申立人に厚生労働省令等で定められた事項を書面で知らせるために作成された「措置入院決定のお知らせ」のうち宛名と日付が手書きされたものである。

実施機関の説明によると、「あて名と日付を手書きしたものは、その場で本人に手渡すため、通常写しを取っておらず、その写し等は保管していない。」とされている。

本人に交付したものであれば、実施機関があえて公文書不存在として不開示決定するとは考えにくく、その他実施機関が公文書を保有していることを伺わせるような事情も認められないことから、写し等は保管していないとする実施機関の主張を是認するほかはない。

(4) 請求内容⑦について

請求内容⑦の対象は、「措置入院決定のお知らせ」（4部）を郵送、又は渡した相手の氏名及びそのうちの2部に「宛名と日付を手書きした」担当職員の名

名が記載された文書である。

実施機関は、「『措置入院決定のお知らせ』のあて名と日付の記入はその場で診察に立ち会った担当職員が行うが、誰が記入したかについては確認できる公文書は存在しない。また、書面を渡した相手については、通常は、あて名と日付が手書きのものについては本人に直接告知し、知事印を捺印したものは簡易書留で郵送するが、あて名について確認できる記録がない。」と主張する。

(2)で述べたとおり、書留郵便物受領証は、開示請求があった時点では、既に保存期間を満了しており、郵送した相手が確認できなかった。書面を渡した相手及び宛名と日付を手書きした担当職員の氏名についてもそれを記録した公文書が存在しないことが不自然、不合理とまでは言えないことから、請求対象公文書は存在しないとする実施機関の主張を是認するほかはない。

(5) 請求内容⑧（法第38条の4による場合、その関係書面）について

請求内容⑧（法第38条の4による場合、その関係書面）についての対象は、法第38条の4の規定に基づく退院等の請求に係る関係書面である。

法第38条の4は、入院患者や保護者等が、知事に対し、措置入院者の措置解除を求めることができる旨を規定している。

本件については、法第29条の5の規定により指定病院の管理者から知事あてに提出された症状消退届を受けて、入院措置の解除に当たり、退院命令書を交付したと認められることから、入院中の者又は保護者から法第38条の4の規定に基づく退院等の請求に係る関係書類が存在しなくても不自然、不合理ではない。

(6) 請求内容⑩について

請求内容⑩の対象は、「保護者が入院命令書の交付相手から退院命令書の交付相手に変更された届出書又はそれに類する書面。なお、退院命令書の保護者の個人情報を知りえた手段及びその保護者を保護者とした原因書の写し。」である。

いずれの命令書についても、大分県細則において保護者に交付する旨定められている。保護者については、法第20条の規定により、精神障害者の保護者となり得る者及びその順位が規定されており、保護者からの変更届により、変更されるものではないから「保護者についてはその変更も含め確認できる書類はない。同様に『保護者とならないのに保護者とした原因書の写し』も存在しない。」とする実施機関の主張は不自然、不合理ではない。

(7) 請求内容⑫について

請求内容⑫の対象は、異議申立人に投薬された薬剤の明細と各回の投薬量が記載された文書である。

指定医から実施機関に提出された診断書等にも本件開示請求の対象となる記載は見当たらず、法令等においても薬剤の投与量などを実施機関に報告する旨

の規定は見当たらないことから、実施機関の「措置入院者に投薬された薬剤の内容については、県への届出は必要ないことから、その内容を記した文書は存在しない。」との主張は不自然、不合理ではない。

(8) まとめ

以上のことから、実施機関が公文書不存在として不開示とした決定は、妥当である。

6 異議申立人のその他の主張について

異議申立人はその他種々主張しているが、審査会は、条例により与えられた権限に基づき、請求者からの個人情報開示請求に対し実施機関が行った一部開示決定及び不開示決定について、その適否を審査することを本務とするものであるから、それらについては審査の対象外であり、判断する立場にはない。

7 結論

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成26年 3月27日	諮 問
平成26年10月29日	事案審議（平成26年度第7回審査会）
平成26年11月26日	事案審議（平成26年度第8回審査会）
平成26年12月24日	答申決定（平成26年度第9回審査会）

大分県情報公開・個人情報保護審査会会長及び委員

氏 名	職 業	備 考
吉 田 祐 治	弁護士	会長
城 戸 照 子	大分大学経済学部教授	
池 邊 英 貴	大分県商工会議所連合会専務理事	
森 哲 也	元大分合同新聞社特別顧問	
芥 川 美佐子	大分県地域婦人団体連合会理事	
貞 永 明 美	大分県医師会常任理事	
野 田 伸 子	元大分市立西の台小学校長	
佐 伯 圭一郎	大分県立看護科学大学看護学部教授	
阿 南 栄 子	元大分市大南支所支所長補佐	